



JASSO

給付奨学生証

(給付奨学生採用決定通知)

学 校 名 日本学生支援 大学

奨 学 生 番 号 5XX-XX-XXXXXX

学 籍 番 号 J12345

給付 太郎 様

あなたは独立行政法人日本学生支援機構の給付奨学生に採用されたことを証
 します
 社会との繋がりを意識し、社会の担い手としての自覚を持って勉学に励んで
 下さい

令和 XX 年 4 月 1 日

 独立行政法人
 日本学生支援機構理事長

吉岡 知哉

(印影同刷)

給付の始期	20XX年 4月分
給付の終期(予定)	20XX年 3月分
給付月額	38,300円(自宅通学)
支援区分	第1区分
振込先金融機関名	機構信用金庫

(注1)「給付月額」及び「支援区分」は給付の始期から終期までの間で、定率的に又は率的に変化することはありません。

(注2)「自宅外通学」として申請した場合でも、奨学金制度により「自宅外通学」であることを機構で確認できるまでは、自宅通学の支給額となります。

自宅外通学であることを確認後、定額分をまとめて支給します。

(奨学金に関する決定)奨学金に関する事務連絡先(奨学金係)の連絡先について

- 本通知に記載の奨学金に関する決定(奨学金に不届がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して30日以内)に、独立行政法人日本学生支援機構理事長に対して、専ら連絡先とする必要があります。ただし、この通知の日の翌日から起算して3ヶ月経過後はたとえ専ら連絡先とする必要はありません。専ら連絡先とする場合は、独立行政法人日本学生支援機構まで、専ら連絡先の電話番号についてお問い合わせください。
- この通知については、この通知があったことを知った日の翌日から起算して30日以内、独立行政法人日本学生支援機構(住所)専ら連絡先(住所)宛として、通知の曉し(届出)を連絡する必要があります。ただし、この通知の日の翌日から起算して3ヶ月経過後はたとえ、専ら連絡先の住所と専ら連絡先とする必要はありません。また、上記の専ら連絡先とする場合は、当該専ら連絡先に関する異議があったことを知った日の翌日から起算して30日以内、異議に対して当該専ら連絡先(住所)宛の曉し(届出)を連絡する必要があります。ただし、当該異議の日の翌日から起算して3ヶ月経過後はたとえ、専ら連絡先の住所と専ら連絡先とする必要はありません。